2022年5月29日

障害者権利条約に関するパラレルポート

──第24条を中心に──

CRPD in Japan ともに学ぶ情報室

　「CRPD in Japan ともに学ぶ情報室」は、障害者権利条約第24条を中心として日本の履行状況を国内外に発信する、障害当事者、障害のある人の保護者、研究者による団体である。日本は、障害者権利条約を2014年に批准したが、条約の掲げる理念を歪曲して解釈している。たとえばインクルーシブ教育システムに分離教育制度を含めている。また合理的配慮**の**解釈**を**、障害者の権利保障のための調整ではなく、恩恵的な配慮としている。そのため実態としては、障害者の権利が蔑ろにされており、日本政府は障害者権利条約を通じて課されている義務を果していない。

　我々は、2020年3月より、Webページ[[1]](#footnote-1)を開設し、障害者権利条約の理念、締約国に課されている義務、および日本における学校教育の実態や問題点を発信している。さらに、障害者権利条約一般的意見4号の"Plain Version"を翻訳し、日本国内で流通している雑誌[[2]](#footnote-2)上で発表し、条約の正確な理念の普及に取り組んでいる。このレポートで我々が報告したい日本の履行状況**の**問題点**は**以下**の**四点で、それぞれに我々が求める勧告（案）を記載した。

**１　分離教育制度が強化されている**

1. 解説

　日本は少子化に直面しているにもかかわらず、特別支援学校や特別支援学級の在籍者が1990年代後半から顕著に増加している（1998年から2020年の変化を見ると、特別支援学校は、983校から1,149校に、特別支援学級は、23,902学級から69,947学級に増加した。特別支援学校に在籍する人数は、87,445人から144,823人に、特別支援学級に在籍する人数は、67,974人から302,473人に増加している（文部科学省基本調査より）。

**表１. 特別支援学校と特別支援学級の数と在籍者数の変化**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 1998 | 2020 |
| 特別支援学校の数 | 983 | 1,149 |
| 特別支援学校の児童生徒数（人） | 87,445 | 144,823 |
| 特別支援学級の数 | 23,902 | 69,947 |
| 特別支援学級の児童生徒数（人） | 67,974 | 302,473 |

2020年４月１日には「特別支援学校設置基準」が施行され、今後も特別支援校を増設・拡充しようとする意図がみられる。同年4月27日には、文部科学省は、特別支援学校や学級に在籍する子どもが普通学級で学ぶ時間を半分以下に制約する通知を出して、国の特別支援教育政策に抗ってインクルーシブ教育を推進している教員など関係者を驚かした（「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」４文科初第375号）。障害者権利委員会の一般意見第４号では、障害のある子どもとない子どもが共に生活する重要性が述べられ、通常学級内で個別支援を受けることが必須だとしているが、この通知は日本のインクルーシブ教育の促進を阻む可能性が高い。障害者権利条約を批准して8年であり条約審査が行われる今年においてもなお、なぜ分離教育制度を強化するのか。私たちは到底納得できない。

1. **我々は、条約の趣旨に沿うインクルーシブ教育制度の実現のため、以下の勧告を求めます**。

➀　特別支援学校と特別支援学級の廃止すること

②　特別支援学校と特別支援学級の予算を普通学級での合理的配慮の提供に回すこと

③　普通学級における質の高いインクルーシブ教育の実現すること

④　上記通知（「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」4文科初第375号）を撤回すること

**２　合理的配慮に対して無理解で予算が欠如している**

1. **解説**

　障害者差別解消法に合理的配慮の提供が義務と書かれているにもかかわらず、学校では、教員や教育行政の無理解の故に合理的配慮の提供を拒否される場合がある。たとえば、車椅子ユーザーの子どもがいても、エレベーターを設置しない、医療的ケアが必要な子どもに対して看護士の配置をしない、読み書き障害のある子どもや感覚障害のある子どもに、必要なICT機器等の使用を認めない場合がある。また、車椅子ユーザーの子どもが、体育の授業で参加できないため低い成績評価をされたり、知的障害のある子どもが、記憶を重視した評価において著しく不利になったりするなど、障害を理由に不当な評価がなされ、高校・大学への進学が阻まれるという事実がある。

**（2）我々は、条約の趣旨に沿う合理的配慮の理解と予算化のため、以下の勧告を求めます。**

➀　教員や教育行政関係者への障害者権利条約についての、障害当事者による研修

②　合理的配慮の提供のための完全な国家予算化

③　罰則規定のある「インクルーシブ教育実現法」の制定

④　障害者差別解消法に罰則規定を設けること

⑤　保護者による普通学校在籍にあたっての経済的負担等あらゆる負担の禁止

**３　早期からの分離教育への囲い込みが行われている**

1. **解説**

　世界的には障害児に対する早期介入は、インクルーシブ教育の徹底のために有効とされている。一方、日本は障害の医学モデルに基づいて早期介入を解釈し、運用しているため、分離教育を受ける子どもが増えている。早期介入が分離のために利用されている。同じ言葉でも、条約の趣旨と日本のその解釈とは正反対である。たとえば、乳幼児の健康診断で障害があるとわかった場合、行政は保護者に対して子どもの保育を障害児専用の施設で受けさせることを勧める。保護者は、子どもが普通学校に就学できることを知らされずに、特別支援学校へと就学させている実態がある。そのため障害のある子どもは、インクルーシブな生活を送ることができない。これは、障害児を育てる親へのインクルーシブな子育て支援をする仕組みがないことを物語っている。完全に障害者権利条約を無視した施策である[[3]](#footnote-3)。

1. **我々は、条約の趣旨に沿う早期介入の施策化のために、以下の勧告を求めます。**

➀　就学前施設におけるインクルーシブ保育の義務化

②　医療関係者への障害者権利条約についての、障害当事者による研修

③　インクルーシブな社会実現のための家庭支援の施策と実現

４　**普通学校在籍する障害児の保護者に対して負担が求められている**

**⑴　解説**

　日本ではインクルーシブ教育が原則ではないため、障害のある子どもが普通学校に就学するには、学校および教育行政との交渉が必要になる。その結果、本来、学校および教育行政が提供すべき合理的配慮の欠如の埋め合わせが、保護者に求められることがある。例えば、エレベーター設置などのバリアフリーの実現や支援員の配置の予算措置や、学習補助機器の使用などを学校や教育委員会と交渉しなければならない。保護者は、障害のある子どもの学校生活でのつきそいや費用の負担を求められる。これに応えられる保護者の子どもであれば、普通学校に就学できる場合があるが、そうでない場合は普通学校就学への道が閉ざされている。

**⑵　我々は、条約の趣旨に沿うインクルーシブな子育て支援体制の整備・充実のために、以下の勧告を求めます。**

➀　子どもに障害があるとわかったときから、その子どものインクルーシブな生活を実現するために、保護者への障害当事者による相談・支援体制の整備・充実

②　障害のある子どものインクルーシブな生活（障害のある子どもとない子どもが常に一緒に生活）を実現・継続しながら、医療・福祉・教育を受けられる環境整備

③　これらを実現するための、医療・福祉・教育従事者への障害当事者による研修

以上

1. https://www.crpd-in-japan.com [↑](#footnote-ref-1)
2. 『季刊福祉労働』第171号、現代書館、2021年。

 http://www.gendaishokan.co.jp/goods/ISBN978-4-7684-2371-4.htm [↑](#footnote-ref-2)
3. これは、保護者の「障害」への心理的な嫌悪や拒否を引き起こし、出生前診断で子どもに障害が分かると中絶をする判断につながっていると思われる。障害児入所施設の入所者は約8,700人であり、入所理由は親による虐待や養育放棄によるものが多数である（厚生労働省、2020年、『障害児入所施設の機能強化をめざして― 障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書 ―』）。 [↑](#footnote-ref-3)